

自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン について

＜自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン（以下、ガイドライン）の位置づけ＞

- 自然環境保全基礎調査マスタープラン（以下、MP）の別冊として作成
- 有識者・部会・検討会等での助言を受け、生物多様性センター名で作成

MP（本体）

＜対象＞

- ・自然環境保全基礎調査

＜内容＞

- ・今後の実施方針や調査計画
- ・基礎調査の情報発信等に関する記載
（基本的な考え方、ガイドラインの紹介、
ガイドラインに沿った取組）

ガイドライン（付属資料）

＜対象＞

- ・自然環境調査※で取得される「様々な生物多様性情報（データ）」

＜内容＞

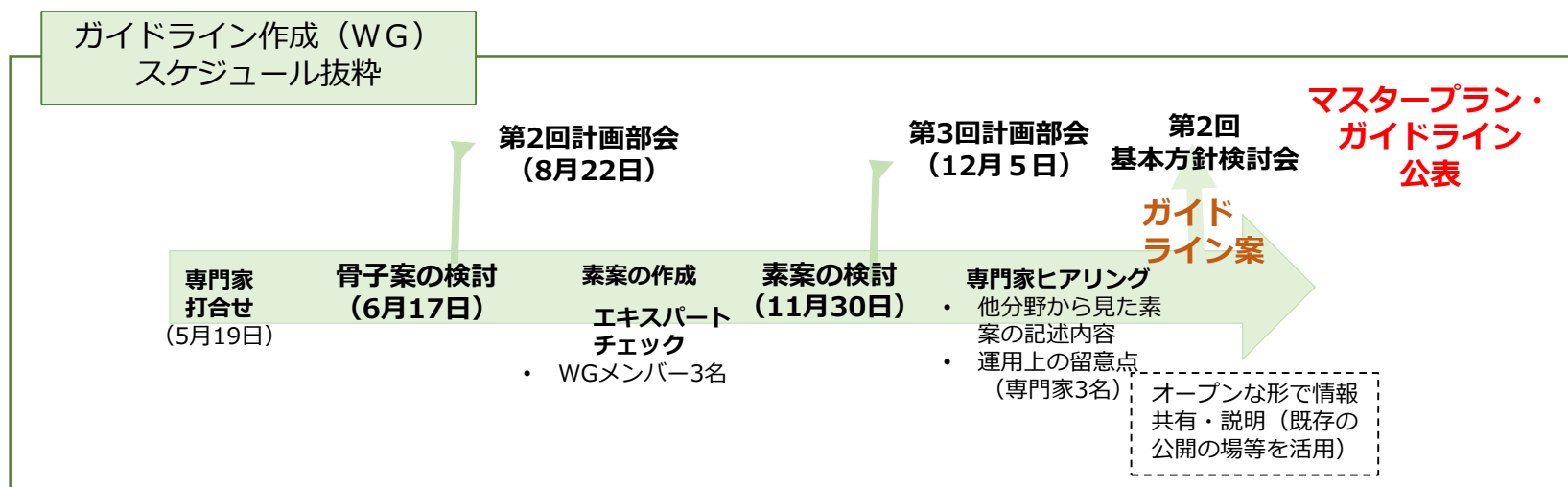
- ・データの整備と発信等
- ※基礎調査の他、モニタリングサイト1000など。

ガイドラインの活用を想定する組織（例、自然環境局、国環研、地方自治体の研究機関）は明示しないが、生物多様性センター実施の自然環境調査で取得される様々なデータの共通フォーマットやオープンデータの原則を示し、ガイドラインを見た主体が活用（業務発注を含む）しやすいものを目指す。

ガイドラインの作成に係る有識者ヒアリングについて

ガイドラインの作成にあたって、以下の5名の有識者からなるワーキンググループにおいて検討を行う（2回）。また、ガイドラインの素案について、他分野から見た素案の記述内容や今後の運用上の留意点について、有識者3名（国立情報学研究所、データの収集・公開をする自治体、データの収集・活用をする公益法人）にヒアリングを実施。

有識者（敬称略）	備考
大澤剛士：東京都立大学都市環境学部 准教授	検討会委員、計画部会委員
片山直樹：農業・食品産業技術総合研究機構 主任研究員	
神保宇嗣：国立科学博物館 副コレクションディレクター	
細野隆史：海洋研究開発機構 技術主任	
三橋弘宗：兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師	検討会委員、解析方針部会委員



ガイドラインの作成について

<ガイドラインに記載する内容についての基本的な考え方>

- ①政府、公共団体が調査収集・作成するデータはインターネット等を通じてだれでも容易に利用できるものであること。（オープンデータの原則）
- ②自然環境調査等で取得される様々なデータを活用する主体（自然環境局や地方自治体の研究機関）が相互にデータを利用することができるよう、標準的なデータ形式（ダーウィンコア）を基に共通用語を用いたデータ項目を設定すること。

<ガイドライン作成にあたっての基本的な取り組み方>

- ①生物多様性情報を扱う上での大きな概念（標準的なデータ形式、オープンデータの原則）がわかりやすく示されているもの。
- ②調査業務を実施、発注する際に最低限定めないといけない仕様を検討するうえでの参考となるもの。
- ③本ガイドラインに基づいたデータの収集・作成・公開をするために必要な技術や仕組みの不足を補填するために、「いきものログ」が準用できることを示すもの。

<仕様>

- ①ボリュームはガイドラインの性格上、あまり大きくしない（10～20ページ程度で必要に応じて参考資料添付）。
- ②内容については平易簡便なものとし、より詳細な解説が必要な項目や高頻度な情報更新が見込まれる項目は外部リンクなどを活用する。